

# 会 議 録

《会議名称》平成 29 年度 第 2 回岸和田市景観審議会 《開催日時》平成 29 年 11 月 15 日(水) 14:00~16:00 《開催場所》岸和田市立公民館（堺町） 3 階 講座室 4											承認		
											会長	西川 委員	堀田 委員
											12/14	12/12	12/13
《出席者》（景観審議会委員出欠状況）													
大野 委員	岡田 委員	奥 委員	加我 委員	岸田 委員	小池 委員	坂井 委員	田 委員	西川 委員	平田 委員	藤田 委員	堀田 委員	行 委員	頼友 委員
×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
（委員 14 名中、12 名出席）													
岸和田市) 大井まちづくり推進部長 事務局) 都市計画課 山田、渡邊、西川、西浦、滝元 傍聴者) 0 名													
《概 要》 <b>■審議案件</b> 1.平成 29 年度こころに残る水辺景観について 2.次回こころに残る景観資源発掘プロジェクトテーマについて <b>■報告事項</b> 1.景観重要樹木に関する報告 2.景観形成ガイドラインⅢ更新（案）について 3.屋外広告物配慮マニュアル（案）策定の概要について													
《内 容》 <b>■開会</b> 開会時点で 14 名中 10 名の委員出席を確認。 岸和田市景観審議会規則第 6 条第 2 項の規程により審議会の成立を確認。  <b>■挨拶</b> ・大井まちづくり推進部長挨拶 ・藤田会長挨拶  <b>■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について</b> （会 長）平成 29 年度第 2 回景観審議会の会議録承認者として西川委員と堀田委員の 2 名を指名。 （委 員）了承。  <b>■議案第 1 号「こころに残る水辺景観について」</b> こころに残る水辺景観について、事務局より説明。  【質疑の概要】 （委 員） ・P.1 の「2 周知活動の概要」について市内 40 施設とあるが、具体的な場所について説明願いたい。応募者を多くするために通勤で使うような駅等での掲示をすれば効果的ではないかと思ったが如何か。  （事務局） ・市の公共施設のほかは、道の駅である愛彩ランドなどに掲示した。駅には掲示していない。  （委 員） ・市民として感じたのは、今回はテレビ岸和田が発行している Vision への掲載などもありよく見かけたと思っている。 ・市民としてのイメージは良く、このプロジェクトを行っているという周知はできたと考える。  （会 長）													

- ・周知活動について、今回の活動のほかに新聞の掲載も行うと良いと考える。
- ・応募時期が長かったことについては、宣伝・広報するという点でよかった。
- ・このプロジェクトはすいぶん浸透してきたように思う。

(委員)

- ・アンケートの質問2にある「FacebookやInstagram」は岸和田市のアカウントなのか、ここに残る景観資源のアカウントなのか。

(事務局)

- ・Facebookは岸和田市役所のアカウントである。Instagramはシティセールスのためのアカウントで、何度か「ここに残る景観資源」の写真を掲載した。

(委員)

- ・応募を動機付けるために、まちかど審査で1位になった人には、何か景品を渡す、または市HPにて掲載するなど検討していないのか。

(事務局)

- ・まちかど審査で指定資源が決まるのではなく、その後の発掘委員会で指定していくものを決める。最終指定されたものについては、これまで同様市HPに掲載など様々な啓発活動に活用したいと考えている。

(委員)

- ・まちかど審査に参加した人だけではなく、応募動機やプロジェクトを知ったきっかけなどアンケートをとった方がいいと思う。

(委員)

- ・今回はじめてまちかど審査に参加したが、写真の印象で投票している感じがかった。
- ・写真はある一部分の切り取られたものであり、写真でなく動画で見ることができれば全体がつかめるため、そういう試みがあってもいいと思う。

(会長)

- ・そのような意見は発掘委員会でも毎回出ており、現地調査も行っている。全ての応募作品について動画は無理だと思うが、選ばれたものについてはARという技術を用いるなど、動画作成は可能ではないかと考える。

(委員)

- ・応募の仕方について説明願いたい。

(事務局)

- ・メールでの応募、または郵送や窓口にて提出いただいている。

(委員)

- ・もし景観の意識を高めていくところに主眼を置いているなら、若い人たちが容易に応募できるSNS環境を準備することも検討してはどうか。

(委員)

- ・今回1位になったスリバチ池は、岸和田丘陵の開発により影響を受けないのか。

(事務局)

- ・直接事業にかかるエリアではない。

(会長)

- ・それでは、議案第1号「平成29年度ここに残る水辺景観について」は終了する。

(委員)

・了承。

■議案第2号「平成30年度こころに残る景観資源発掘プロジェクトテーマについて」

平成30年度こころに残る景観資源発掘プロジェクトテーマについて、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委員)

・橋がある景観が面白いと思う。今は橋がなくても昔の思い出などを発掘できて面白いと思う。

(委員)

・③の「まち景観」は、文化景観の中の一つに入ると思うが、文化景観の中でもまちというテーマを特定したいという考えか。

(事務局)

・はい。

(委員)

・③の「まち景観」のなかに、田園が入っているが、少しじっくりこないので検討してほしい。  
・「まち」だけでなく、「暮らし」「活動」「生業」等、そういうキーワードも検討してほしい。

(会長)

・田園は集落を意味するのか。

(事務局)

・広義では田園集落というイメージが近いと考える。また、都市部においても生産緑地に代表される都市農地も残っているため、農地のあるまち景観もイメージしている。

(会長)

・まちなみの中の景観を発掘したいという思いがあり、③がイメージに近いと思っている。  
・自然景観はアンケートで多かったが、これまで樹木景観や水辺景観で出てきており、次のテーマは違うテーマが良いと思っている。

(委員)

・本当の意味での自然景観はないと思う。もし①になれば自然文化景観という言葉にしたほうが良い。  
・②や③は、次に発掘するテーマということになれば意味があるのかなと思う。

(委員)

・③は、まちなみを主とした景観なのか、それよりも広義にとらえ、単なるまちなみではなくてそれ以外のところの視点も含めての景観なのか。

(会長)

・丸ポスト、お地藏さん、レトロな看板、橋などのキーワードがあるので、広義にとらえると理解している。

(委員)

・葛城踊りや蛸地藏天昌寺について、これまで発掘されていないので惜しいと思う。

(委員)

・今まで要素にスポットを当てていて、次回のテーマをまち景観にしてしまうと、かなり広い部分を占めてしまう。  
・逆にアンケートで人気がない屋外広告物など、あえて設定して気づきになっていく可能性もある。  
・今後続けていくなかで、「まち景観」というテーマとした時に、かなり広い部分を占めるため、次のテーマを何にするか悩ましい。まちの中でも景観要素にフォーカスすれば、本プロジェクトを続けていくうえでテーマ性を持たせることができるのではないかと考えている。

(会 長)

- ・屋外広告物だけでなく店舗のデザインにするのも考えられる。
- ・まち景観のなかに、生業や生活景や橋という言葉を入れていくといいと思う。
- ・個人的にまちなみをなんとかしたいが、まちなみだけにすると絞りすぎかなと思う。

(委 員)

- ・まち景観とまちなみ景観はどう違うのか。

(会 長)

- ・定義はないと思うが、まちなみはファサードや外観が連なっている。まち景観はそれも含めるが、ふっと癒されるスポットなど、小さい景観も含める。

(委 員)

- ・③のまち景観をテーマに、どのあたりの地域地区を想定するのか。
- ・海から沿道型市街地景観区くらいまでの中で景観資源を発掘してもらおうということで行くと、市街地景観とか都市景観という言葉のほうがいいのかもわからないが、谷筋にある農村集落も含めて、生活、暮らし、生業が見えるといったところの中での景観資源を発掘していこうということで行けば、このまち景観という言葉はなかなか素敵だなという印象。
- ・旧市街歴史景観区・沿道型市街地景観区の中で、テーマを絞らずに募集するのも方法としてある。
- ・今回の水辺景観の応募で、臨海景観区ほとんど出てこなかった。海岸線の作り方、そこでのパブリックアクセスなどが次の展開として必要。

(会 長)

- ・テーマは基本として③の「まち景観」で行くということで、言葉などについてご意見あれば。

(委 員)

- ・応募するときのタイトルに相当する言葉が重要だと思う。
- ・今の応募方法だとスマートフォンで応募するのにハードルがある。フォームで応募するとか、ハッシュタグだけでエントリーできたら、若い人の応募が増え、応募数が増えると思う。

(会 長)

- ・応募が多くなるとまちかど審査の時に全てを見ることが難しくなり悩ましい。
- ・応募者あたりの件数を2件までにし、若い人が少しでも応募してもらうなど広がりとしてはいいのかもしれない。

(委 員)

- ・まちかど審査の上位10作品のうち、花や紅葉であればしばらくの間眺めることができるが、一瞬をとらえたものはその場所に行っても見ることができない。
- ・景観となればある程度の期間、誰もが行って楽しめるものだと考える。

(会 長)

- ・発掘委員会のなかでも議論したいと思う。

(会 長)

- ・気付いたことや、言葉の訂正などは、事務局のほうに連絡するように。
- ・それでは、議案第2号「平成30年度こころに残る景観資源発掘プロジェクトテーマについて」は終了する。

(委 員)

- ・了承。

#### ■報告案件1「景観重要樹木に関する報告」

景観重要樹木に関する報告について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(副会長)

- ・簡易診断の結果、管理上において気を付けることや樹勢について、樹木医の意見はどのようなものだったのか。

(事務局)

- ・現在診断中で最終報告書はまとまっていないが、それぞれの樹木に管理上問題がある個所が多少ある。
- ・報告書が出来上がり次第、所有者と協議していきたいと考えている。

(副会長)

- ・老齢であれば本格診断が必要な場合があるが、そこまで必要ないのか。

(事務局)

- ・現時点で本格診断は必要ないと考えている。

(委員)

- ・先日、奥家の椋の木へ行ってきた。簡易な標識がついているがわかりにくい。いつ交換するのか。

(事務局)

- ・樹木の標識設置について、事業者が決定し施工を進めている段階。表示板の内容についても作成中で、年内に設置する予定。

(副会長)

- ・シンボルマークをうまく活用し、適切な大きさに標識を提示してほしい。
- ・景観重要樹木の追加指定の予定はあるか。

(事務局)

- ・現時点では先行した3本を重視しており、これらの景観啓発等の効果を検証したいと考えている。

(会長)

- ・それでは報告第1号「景観重要樹木に関する報告」は、終了する。

(委員)

- ・了承。

## ■報告案件2「景観形成ガイドラインⅢ更新(案)について」

景観形成ガイドラインⅢ更新(案)について、事務局より説明。

### 【質疑の概要】

(会長)

- ・光沢をもったものの、どういうものがよくてどういうものが悪いのか説明願いたい。
- ・都市的な所は、銀色の切り文字でその場所に合っている場合もあると思われる。

(事務局)

- ・色彩について光沢により生じる見え方の違い等の拡充をはかることを検討している。
- ・明確な基準について調査を進め、岸和田らしいものについて推奨していくつもりである。
- ・遊戯施設などで一面光沢色を使用した壁面が反射して景観を阻害する状況が生じている。そういったことを是正するために、岸和田らしい景観を創出するような部材の使用を推奨していくように考えている。まちなみと比べながら、どこまで認めていくのかというところが焦点。

(会長)

- ・次の屋外広告物でも同じ議論になりそうなので、次の報告事項も続けて説明されたい。

## ■「屋外広告物配慮マニュアル(案)策定の概要について」

屋外広告物配慮マニュアル(案)策定の概要について、事務局より説明。

## 【質疑の概要】

### (会 長)

- ・ 景観の規制について、厳しいことを知ってもらうことは大事なことはあるが、良好な屋外広告物の紹介により、画一的で嫌々やる景観配慮ではなく、自主的な景観配慮を促すことにつながると考える。
- ・ ガイドラインに沿ったものではなく、クリエイティブに地域性を考えて工夫したものが「まちなみ景観配慮デザイン事例集」のP.57の調査でも評価されている。「良好な屋外広告物の紹介」をし、褒めることで景観配慮につながっていくのではないかと考える。
- ・ 岸和田らしさと店舗らしさの表現について検討が必要であり、岸和田らしさを説明できないと説得ができない。

### (委 員)

- ・ 環境デザイン委員会では、金銀光沢のあるものは基準がなく協議の対象にならないため、そういった取り組みは非常に重要だと思う。近々の例で言うと、遊戯施設が2回の環境デザイン委員会を経たが、1回目は落ち着いた壁面意匠、2回目は金色の壁面に変わっていたことがあったが、マニュアルにないためどうすることもできなかった。そういう案件があった。
- ・ 屋外広告物法に基づくと、屋外に掲出するというものになるが、最近ガラス壁面を使った屋内から表示するものが増えてきている。京都では特定屋外広告物、他市では屋外広告物「等」という言葉をつけてデザイン調整をする対象にしていることも増えてきているため、広告物の定義は、一度議論すべき。
- ・ 自然緑地景観のほうで発光点滅を避けるというところがあるが、LEDの普及も伴い、沿道型市街地景観区の中でも増えてきているため、検証し、協議対象となるようにしてほしいと思う。

### (委 員)

- ・ ガイドラインができるのは本当にいいことだと思うが、反発が出てくるということは想定されるため、看板業界を巻き込んで意見伺いなどのプロセスを入れると、若干の緩衝にはなると思う。
- ・ 掲出面積について、京都は2㎡以上で、大阪府の条例では7㎡以上であるが、岸和田市としてどこまで独自性を出せるのか、法令との関係にはなってくるが、議論をしていただければいいと思う。

### (事務局)

- ・ 現時点では大阪府条例を権限移譲されて、岸和田市がその運用しているという状況。
- ・ 独自条例もしくはガイドラインを設け、掲出面積を絞ったり、色彩の規制を設けている自治体はある。
- ・ 岸和田市はそこまで到達していないが、いきなり規制強化ではなく、配慮を促して様子を見ながら、段階的に規制を行っていければと考えている。

### (委 員)

- ・ 実際景観の届出をする立場から言うと、なかなか色合いをマンセル記号で表しきれないところがある。色合いの場合、全体のバランスや組み合わせが重要。
- ・ ある程度の枠を決めるのは第一歩で大事。「この景観地区だったら背景のベースはこの色に決まっています、字体も決まっている」までいってもいいかもしれない。それぞれの企業性もあるので決めすぎるのはよくないが、地域性も考慮してある程度の基準があっても良いと思う。
- ・ 屋外広告は、防犯にも非常にかかわる。危険を感じるような色の使用であったり、目立たないといけないのに黒地に青などのわかりにくい色の組み合わせなど配慮するほうがよい。

### (会 長)

- ・ これにて、報告第2号「景観形成ガイドラインⅢ更新（案）について」と報告第3号「屋外広告物配慮マニュアル（案）策定の概要について」は、終了する。

### (事務局)

- ・ 次回の景観審議会については平成30年2月頃（→2月7日（水））を予定。
- ・ これをもちまして本日の景観審議会を終了する。

以上